第3章 事後調査の実施内容

3.1 事後調査項目

工事の実施及び土地または工作物の存在に係る事後調査項目と選定理由をそれぞれ表3.1、表3.2に示す。

事後調査項目は、事後調査計画書[1]において事後調査を行う項目として選定した、工事資材等の搬入出に伴う「大気質、騒音、振動」と建設機械の稼働に伴う「騒音、振動」について実施した。これらの項目の選定理由は、環境影響評価書[2]（以下、評価書とする）における予測評価の検証のために事後調査を行うものとして選定したものである。

表3.1　工事の実施に係る事後調査項目と選定理由

事後調査項目				選定理由
環境要素			影響要因	
大気環境	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	工事資材等 の搬入出	工事用車両による大気質への影響は、工事車両の通行台数、搬入出経路の交通量等により変化する。評価書では、評価書時点の計画値や現況に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。
	騒音	建設騒音	建設機械 の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音は、工種、建設機械の台数、配置等により変化する。評価書では、評価書時点の計画に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。
		道路騒音	工事資材等 の搬入出	工事用車両による道路騒音への影響は、工事車両の通行台数、搬入出経路の交通量等により変化する。評価書では、評価書時点の計画値や現況に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。
	振動	建設振動	建設機械 の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音は、工種、建設機械の台数、配置等により変化する。評価書では、評価書時点の計画に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。
		道路振動	工事資材等 の搬入出	工事用車両による道路振動への影響は、工事車両の通行台数、搬入出経路の交通量等により変化する。評価書では、評価書時点の計画値や現況に基づいて予測しており、予測評価の検証のために選定する。
廃棄物等		工事に伴う 副産物	掘削・盛土 の土工 工事用工作物 の設置	工事に伴う副産物の発生量は、施設の構造や工法、処理方法によって変化する。評価書では、評価書時点の計画や知見に基づいて予測しており、予測評価の検証や保全措置の効果の確認のために選定する。

[1] （仮称）新・日明工場建設事業事後調査計画書（令和3年9月、北九州市）
[2] （仮称）新・日明工場建設事業環境影響評価書（平成31年3月、北九州市）

表3.2　土地または工作物の存在及び供用に係る事後調査項目と選定理由

事後調査項目				選定した理由
環境要素の区分			影響要因の区分	
大気環境	大気質	硫黄酸化物（二酸化硫黄） 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシン類	施設の稼働 （ばい煙の発生）	施設供用時の大気質への影響については、運用面や処理設備、運転管理に配慮した事業計画である。ばい煙による大気質への影響は広範囲に及ぶ特性を踏まえて予測評価の検証、環境保全措置の効果確認のために選定する。
	騒音	設備騒音	施設の稼働 （設備等の稼働）	施設供用時の設備騒音は、評価書時点の計画及び一般的な技術的知見で予測しており、予測結果の検証のために選定する。
	振動	設備振動	施設の稼働 （設備等の稼働）	施設供用時の設備振動は、評価書時点の計画及び一般的な技術的知見で予測しており、予測結果の検証のために選定する。
	悪臭	悪臭物質	施設の稼働 （悪臭の漏洩）	評価書では、類似事例による予測を行い、現日明工場と同等の拡散防止対策と環境保全措置の実施により影響は小さいと評価した。類似事例に基づく予測評価の検証のために選定する。
廃棄物等		施設稼働に伴う廃棄物	廃棄物等の発生	施設稼働に伴う廃棄物の発生量は、施設の稼働状況や施設処理量、廃棄物の処理方法によって変化する。評価書では、評価書時点の計画、知見に基づいて予測しており、予測評価の検証や保全措置の効果の確認のために選定する。
温室効果ガス等		施設稼働に伴う二酸化炭素	施設の稼働 （ばい煙の発生） （設備等の稼働）	施設稼働に伴う二酸化炭素の発生量は、施設の稼働状況、発電設備の性能等によって変化する。評価書では、評価書時点の計画、知見に基づいて予測しており、予測評価の検証や保全措置の効果の確認のために選定する。

3.2 事後調査の内容

3.2.1 工事の実施

工事の実施に係る事後調査内容を表3.3、事後調査地点を図3.1～図3.2に示す。

事後調査の内容は、事業特性及び地域特性を踏まえて、北九州市環境影響評価技術指針及び北九州市環境影響評価技術マニュアルを参考に選定した。

表3.3　工事の実施に係る事後調査内容

事後調査項目			調査地点	調査時期（回数）	調査方法
大気環境	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	市道西港町2号線沿道（1地点）[1)]	工事車両通行量が最大となる時期の7日間（1回）	調査対象物質ごとの環境基準に係る測定方法[2)]による連続測定
	騒音	建設騒音	工事実施区域の敷地境界（1地点）[3)] ※施工範囲から最近傍の地点	建設騒音が最大となる工種[4)]の実施時期の1日（1回）	JIS Z 8731に基づく騒音測定方法による測定
		道路騒音	市道西港町2号線沿道（1地点）	工事車両通行量が最大となる時期の平日1日間（1回）	［騒音］ 環境基準に係る騒音の測定方法による測定 ［交通量］ 騒音の環境基準に係る評価マニュアル[5)]による交通量の測定
	振動	建設振動	工事実施区域の敷地境界（1地点）[3)] ※施工範囲から最近傍の地点	建設振動が最大となる工種[4)]の実施時期の1日（1回）	JIS Z 8735に基づく振動測定方法による測定
		道路振動	市道西港町2号線沿道（1地点）	工事車両通行量が最大となる時期の平日1日間（1回）	［振動］ JIS Z 8735に基づく振動測定方法による測定 ［交通量］ 道路騒音の項目と同じ
廃棄物等		工事に伴う副産物	事業実施区域	建設工事期間 （既設工作物の撤去・解体は除く）	工事により発生する副産物の以下の事項に関する記録と整理 ・副産物の種類 ・副産物の量 ・種類ごとの処分方法 ・処分方法ごとの量

注 1）大気質調査地点は、事後調査計画書で設定した調査地点では測定機器の設置ができなかったため、工事車両の走行による環境影響が変わらない同じ路線区間上の西港町郵便局前に変更した。

2）環境基準に係る測定方法

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）

浮遊粒子状物質：大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）

3）建設騒音及び振動の調査地点は、事後調査計画書で対象工事「杭打工・山留工」の調査日における施工範囲の最近傍に設置することとしており、調査日の施工範囲及び稼働状況に基づいて事後調査計画書の位置から北東方向に 10m 移動した位置に変更した。

4）対象工種は、環境影響評価書における予測結果から建設騒音・振動のどちらも大きかった「杭打工・山留工」とした。

5）騒音の環境基準に係る評価マニュアル（環境省、平成 27 年）



図3.1　工事の実施に係る事後調査地点（事業実施区域周辺）

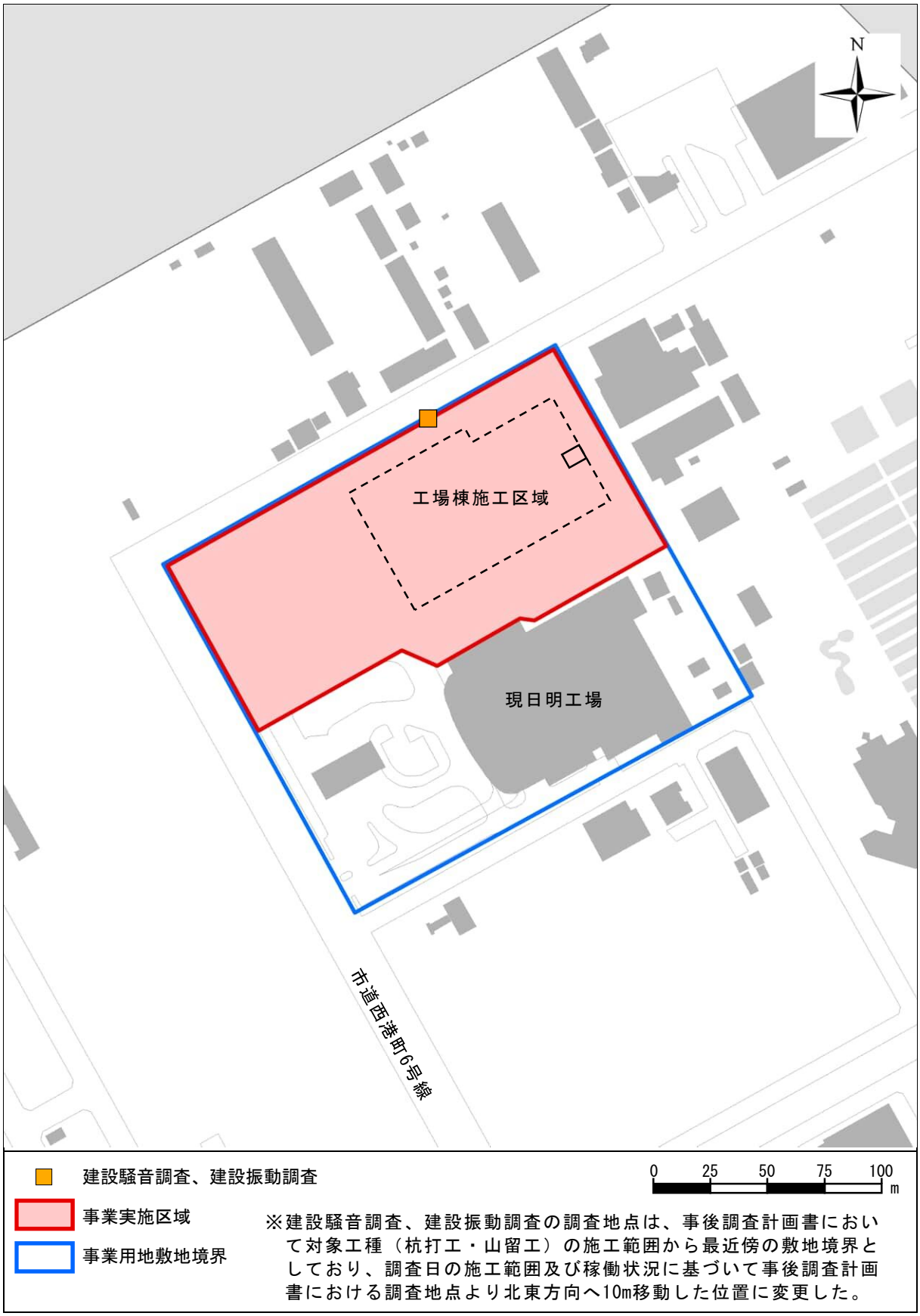


図3.2　工事の実施に係る事後調査地点（事業実施区域）

3.2.2 土地及び工作物の存在及び供用

土地及び工作物の存在及び供用に係る事後調査内容を表3.4、事後調査地点を図3.3～図3.4に示す。

事後調査の内容は、事業特性及び地域特性を踏まえて、北九州市環境影響評価技術指針及び北九州市環境影響評価技術マニュアルを参考に選定した。

表3.4　土地及び工作物の存在及び供用に係る事後調査内容

事後調査項目			調査地点	調査期間	調査方法
大気環境	大気質	硫黄酸化物（二酸化硫黄） 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシン類	日明臨海公園（1地点）及び煙突出口	排出量・濃度は供用後1年間、環境大気質は季節ごとに各7日間（4回）	［環境大気質］ 環境基準に係る測定方法[1)]または対象物質の測定指針・マニュアル[2)]による連続測定 ［排出量・濃度］ 自動観測機器による連続測定（ダイオキシン類除く） 定期的な排ガス濃度測定（ダイオキシン類）
	騒音	設備騒音	事業実施区域の敷地境界（1地点）	施設供用後の秋季における平日の1日（1回）	JIS Z 8731に基づく騒音測定方法による測定
	振動	設備振動	事業実施区域の敷地境界（1地点）	施設供用後の秋季における平日の1日（1回）	JIS Z 8735に基づく振動測定方法による測定
	悪臭	悪臭物質	事業実施区域の敷地境界上で工場棟風下側の地点（1地点）	施設供用後の夏季の1日（1回）	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月30日、環境庁告示第9号）による特定悪臭物質の測定
廃棄物等		施設稼働に伴う廃棄物	事業実施区域	供用後1年間	施設の稼働により発生する廃棄物の記録と整理 ・廃棄物の種類 ・廃棄物の量 ・種類ごとの処分方法 ・処分方法ごとの量
温室効果ガス等		施設稼働に伴う二酸化炭素	事業実施区域	供用後1年間	温室効果ガスの排出、削減に関する情報の記録及び排出量、削減量の算定 ・処理廃棄物の量、成分 ・設備消費電力量 ・発電量

注 1）環境基準に係る測定方法

大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 25 号）
二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 38 号）

2）測定指針・マニュアル

大気汚染物質測定法指針（昭和 63 年 3 月、環境庁大気保全局）
有害大気汚染物質測定方法マニュアル（平成 23 年 3 月改訂、環境省）
ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成 20 年 3 月改訂、環境省）



図3.3　土地及び工作物の存在及び供用に係る事後調査地点（事業実施区域周辺）

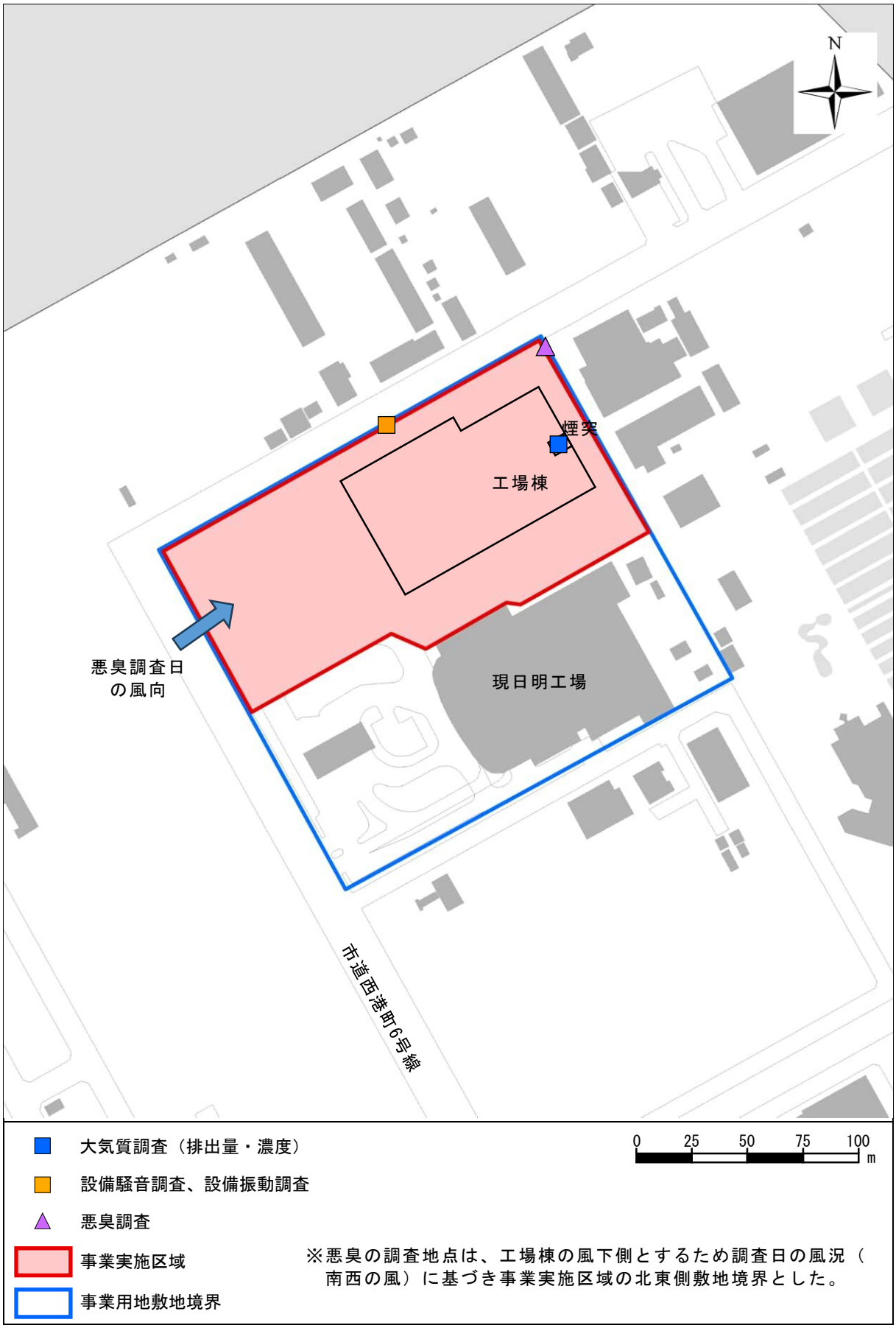


図3.4　土地及び工作物の存在及び供用に係る事後調査地点（事業実施区域）

3.3 事後調査の実施に係る受託者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

事後調査の実施及び事後調査報告書のとりまとめは、以下の者に委託した。

名　　称　：　株式会社日明クリーンシステム

代 表 者　：　高畠　豪

所 在 地　：　北九州市小倉北区西港町９６番地の２